

<参考資料②>

公認パラスポーツ指導員の富山県障害者スポーツ教室への支援・協力活動実施要項

1 目的

富山県障害者スポーツ教室（以下 スポーツ教室）の充実を図り、公認パラスポーツ指導員の活動の場を広げる。

2 内容

スポーツ教室代表者（又は連絡担当者）からの協力要請に応じて、公認パラスポーツ指導員が各自の可能な範囲で、各スポーツ教室実施時に支援・協力活動を行う。

3 実施教室等

事前調査により、この活動を要望したスポーツ教室。

4 活動内容

スポーツ教室の支援・援助等をする。

《具体例》

- ・参加者の練習・試合相手やパートナーを務めたり、個別指導などに当たる。
- ・ボールキーパー、副審、線審、スコアラー、ノッカー、バッティングピッチャー等を務める。
- ・その他、用具の準備・運搬、移動時の援助等を支援する。

5 活動期日及び回数

当該年度の4月～3月のスポーツ教室実施日とする。また、各教室の延べ要望人数は、22名を限度とする。
（例：2名×11回、10名×2回など）

6 公認パラスポーツ指導員の条件等

(1) 資格

公認パラスポーツ指導員の有資格者

(2) 日当（交通費等）

1回当たり、上限1人2,000円とする。

(3) 保険

富山県障害者スポーツ協会が加入する。（スポーツ教室開催時・開催場所のみ適用）

7 手続き

- (1) 各スポーツ教室代表者は、支援・協力の要望（調査回答）をスポーツ協会に提出する。
- (2) 公認パラスポーツ指導員は、スポーツ教室への支援・協力の希望（調査回答）をスポーツ協会に提出する。
- (3) 各障害者スポーツ教室代表者は、当該公認パラスポーツ指導員にそれぞれ支援・協力を依頼する。
（別にスポーツ協会から各スポーツ教室代表者へ支援・協力の調査結果を通知する。）
- (4) 各障害者スポーツ教室代表者は、スポーツ教室終了後、「障がい者スポーツ〇〇教室・決算書」に領収書を添付して提出する。